（様式２）

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

部内参考（H28.6. ）

産業労働政策課

部内参考（H28.6. ）

産業労働政策課

（申告者）住　所

名　称

　　　　代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 申告内容 | SDGsとの相関 | 添付書類（写） |
| 環境マネジメントシステムの導入 | [ ]  ＩＳＯ１４００１の認証[ ]  エコアクション２１の認証[ ]  ＫＥＳの認証[ ]  エコステージの認証 | https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_12_ja_2-290x290.png | [ ]  登録証☐ 登録・承認書☐ 登録証☐ 認証書 |
| 障害者法定雇用率の達成 | [ ]  障害者雇用状況の報告義務がある（法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上）[ ]  障害者法定雇用率を達成[ ]  障害者法定雇用率を未達成[ ]  報告義務がない（法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人未満） | https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_08_ja_2-290x290.png https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_10_ja_3-290x290.pnghttps://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_11_ja_2-290x290.png | [ ]  障害者雇用状況報告書[ ]  なし[ ]  なし |
| 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用 | [ ]  協力雇用主の登録 | https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_08_ja_2-290x290.png https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_10_ja_3-290x290.png | [ ]  証明書 |
| [ ]  保護観察対象者等の雇用 | [ ]  証明書 |
| 女性の活躍促進 | [ ]  あいち女性輝きカンパニーの認証 | https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_05_ja_2-290x290.png | [ ]  認証書 |
| [ ]  女性の活躍促進宣言の提出 | [ ]  受理書(※) |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | [ ]  愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 | https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_08_ja_2-290x290.png | [ ]  登録証 |
| [ ]  くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定 | [ ]  基準適合一般事業主認定通知書等 |
| [ ]  愛知県休み方改革マイスター企業の認定 | [ ]  認定証 |
| 健康づくりの推進 | [ ]  愛知県健康経営推進企業の登録 | https://www.unic.or.jp/files/sdg_icon_08_ja_2-290x290.png | [ ]  証明書 |

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記入要領

（１）申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。

（２）「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク（[x] ）を記入してください。

（３）提出にあたっては、「添付書類（写）」欄の該当項目（書類）にチェックマーク（[x] ）を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。

（４）紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関（愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体）にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。

（５）「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。

申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。

また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。

（６）「協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください（Webページからもダウンロードできます）。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。

（７）「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。

（８）ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | お問合せ先（愛知県庁　052-961-2111《代表》） |
| 制度に関すること | 愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ |
| 環境マネジメントに関すること | 愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ |
| 障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること | 愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ |
| 女性の活躍促進に関すること | 愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ |
| 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定（トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む）に関すること | 愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ |
| 愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること | 愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ |
| 健康づくりの推進に関すること | 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課健康づくりグループ |